

4 教員免許状取得見込証明書の発行条件（4月生、10月生共通）

発行にあたっては、正科生および正科・課程履修生で本学カリキュラムに従って必要単位を修得中であり、各免許種の発行条件を満たしている必要があります。

教員免許状の1種・2種どちらの取得見込証明書の発行を希望するかによって、発行条件が異なります。また、発行条件を満たしていても、年度内に修得が不可能なことが明らかな場合は発行できません。発行条件を満たしているか判断できない場合は、事務局証明書担当に相談してください。

◆4-1 教員免許状（2種）（幼稚園・小学校・中学校共通）

【発行条件（以下①～⑤を満たしていること）】

- ① 在学中であること（休学中の学生および科目等履修生、認定通信生には、発行しません）。
- ② 教育実習が必要な場合は、既に実習を終了しているか、年度内に実施予定であること。
- ③ 介護等体験が必要な場合は、既に体験を終了しているか、年度内に実施予定であること。
- ④ 「教職実践演習（教諭）」「保育・教職（教諭）実践演習」の単位修得が必要な場合は、既に修得済か、年度内に修得予定であること。
- ⑤ 証明書の請求時期に応じた条件を満たしていること（下表参照）。

なお、条件には前学籍での修得単位も含む。

〈正科生1年次入学、正科生2年次編入学〉

発行条件		
証明書の発行時期（4月生、10月生共通）		
4月～6月	7月～9月	10月
①履修単位を22単位以上修得済みであること ②スクーリング単位を6単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①履修単位を30単位以上修得済みであること ②スクーリング単位を8単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①履修単位を38単位以上修得済みであること ②スクーリング単位を10単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと
11月	12月～1月	2月～3月
①履修単位を46単位以上修得済みであること ②スクーリング単位を12単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①履修単位を54単位以上修得済みであること ②スクーリング単位を14単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①教員免許状（2種）取得見込証明書の発行年度末に本学で2年以上の在学期間を満たす見込みであること ②2種免許状に必要な全ての履修単位を修得済みであり、かつ、それらを含めて履修単位を62単位以上修得済みであること ③スクーリング単位を15単位以上修得済みであること (Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする) 【【注意】】も参照のこと

【注意】

- ① 正科生1年次入学の場合、発行条件の科目および単位は、所属コース内で履修可能である全学共通科目および学科科目に限る。
- ② 正科生2年次編入学の場合、発行条件の科目および単位は、取得希望校種の教員免許状取得見込証明書について、本冊子の「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等と本学科目名の対照表」の中から、教育実習科目と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた、取得希望の教員免許状校種に関わる科目に限る。ただし、2種免許状に必要な全ての単位を修得済みの場合は、上記にかかわらず、履修可能な本学開講科目より単位修得を可能とする。

〈正科生3年次編入学(短期大学卒業者)、正科・課程履修生〉

		発行条件					
入学時の個別認定・修得免除単位、前学籍における修得単位の有無		証明書の発行時期(4月生、10月生共通)					
有無	単位数	4月～6月		7月～9月		10月	
なし		20冊分以上のレポートを提出済みであること 【【注意】】も参照のこと		①24冊分以上のレポートを提出済みであること ②8月科目終了試験および夏期スクーリングまでに8科目以上の単位修得または受験(受講)予定(申込済み)であること 【【注意】】も参照のこと		2種免許状に必要な単位の内、履修単位を24単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	
あり	1単位～6単位 7単位～12単位 13単位～18単位 19単位～24単位 25単位以上	右記の冊数のレポートを提出済みであること(前学籍での提出分も含む) 【【注意】】も参照のこと	20冊分 16冊分 12冊分 8冊分 4冊分	①右記の冊数のレポートを提出済みであること(前学籍での提出分も含む) ②8月科目終了試験および夏期スクーリングまでに、右記の科目以上の単位修得または受験(受講)予定(申込済み)であること(入学時の個別認定・修得免除単位を除く) 【【注意】】も参照のこと	24冊分 20冊分 16冊分 12冊分 8冊分	8科目 6科目 4科目 2科目 1科目	入学時の個別認定・修得免除単位を含めて履修単位を24単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと
有無	単位数	11月		12月～1月		2月～3月	
なし		2種免許状に必要な単位の内、履修単位を28単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		2種免許状に必要な単位の内、履修単位を36単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		2種免許状に必要な全ての単位を修得済みであること(Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)	
あり		入学時の個別認定・修得免除単位を含めて履修単位を28単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		入学時の個別認定・修得免除単位を含めて履修単位を36単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		2種免許状に必要な全ての単位を修得済みであること(入学時の個別認定・修得免除単位を含む) (Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)	

〈正科生3年次編入学(短期大学卒業者以外)〉

		発行条件		
		証明書の発行時期(4月生、10月生共通)		
		4月～6月	7月～9月	10月
上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと		上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと	上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと	上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと
①1年以上在学していること ②履修単位を22単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を6単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		①1年以上在学していること ②履修単位を14単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を6単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①1年以上在学していること ②履修単位を18単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を10単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①1年以上在学していること ②履修単位を18単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を10単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと
		11月	12月～1月	2月～3月
上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと		上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと	上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと	上記の条件に加えて、下記の全てを満たすこと
①1年以上在学していること ②履修単位を18単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を12単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと		①1年以上在学していること ②履修単位を18単位以上修得済みであること(前学籍での修得単位を含む) ③スクーリング単位を14単位以上修得済みであること 【【注意】】も参照のこと	①教員免許状(2種)取得見込証明書の発行年度末に本学で2年以上の在学期間を満たす見込みであること ②2種免許状に必要な全ての履修単位を修得済みであり、かつ、それらを含めて履修単位を62単位以上修得済みであること ③スクーリング単位を15単位以上修得済みであること (Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)	①教員免許状(2種)取得見込証明書の発行年度末に本学で2年以上の在学期間を満たす見込みであること ②2種免許状に必要な全ての履修単位を修得済みであり、かつ、それらを含めて履修単位を62単位以上修得済みであること ③スクーリング単位を15単位以上修得済みであること (Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)

【【注意】】

- レポート提出済みとは「合格」の他、『確定済』『添削中』『不合格』を指す。
- 発行条件の科目、単位およびレポート冊数は、取得希望校種の教員免許状取得見込証明書について、本冊子の「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等と本学科目名の対照表」の中から、教育実習科目と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた、取得希望の教員免許状校種に関わる科目に限る。
- (正科生3年次編入学(短期大学卒業者以外)「10月」「12月～1月」の場合)ただし、2種免許状に必要な全ての単位を修得済みの場合は、②にかかわらず、履修可能な本学開講科目より単位修得を可能とする。

◆4-2 教員免許状(1種)(幼稚園・小学校・中学校共通)

【発行条件(以下①～③を満たしていること)】

- ① 在学中であること(休学中の学生には、発行しません)。
- ② 正科生：卒業見込みが承認されているか、翌年3月・9月卒業の卒業見込み承認要件を満たし、「卒業見込承認願(様式8)」を提出済みで、本学カリキュラムに従って1種免許状取得に必要な科目の履修登録をしていること。

正科・課程履修生：該当校種の2種免許状取得要件を満たす、もしくは36単位(修得免除単位および前学籍における修得単位を含む)を修得済みで本学カリキュラムに従って、1種免許状取得に必要な科目の履修登録をしていること。

- ③ 介護等体験が必要な場合は、既に体験を終了しているか、年度内に実施予定であること。

注意

発行条件の単位およびレポート冊数は、本冊子の「免許法施行規則に定める科目区分等と本学科目名の対照表」の中から、教育実習科目と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた、取得希望の教員免許状校種に関わる科目に限ります。

◆4-3 教員免許状(1種)(高等学校)

【発行条件(以下①・②を満たしていること)】

- ① 在学中であること(休学中の学生には、発行しません)。
- ② 正科生：卒業見込みが承認されているか、翌年3月・9月卒業の卒業見込み承認要件を満たし、「卒業見込承認願(様式8)」を提出済みで、本学カリキュラムに従って1種免許状取得に必要な科目の履修登録をしていること。

正科・課程履修生：36単位(修得免除単位および前学籍における修得単位を含む)を修得済みで、本学カリキュラムに従って1種免許状取得に必要な科目の履修登録をしていること。

注意

発行条件の単位およびレポート冊数は、本冊子の「免許法施行規則に定める科目区分等と本学科目名の対照表」の中から、教育実習科目と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた、取得希望の教員免許状校種に関わる科目に限ります。

◆4-4 教員免許状(特別支援学校)

【発行条件(以下①～③を満たしていること)】

- ① 在学中であること(休学中の学生には、発行しません)。
- ② 基礎となる普通免許状を所持している、もしくは小学校の教員免許状取得見込証明書の発行条件を満たしていること。
- ③ 証明書の請求時期に応じた条件を満たしていること(下表参照)。

入学コース	発行条件・発行時期(4月生、10月生共通)				
	4月～6月	7月～9月	10月～11月	12月～1月	2月～3月
正科・課程履修生	レポートが14冊分提出済みであること	16冊分のレポートが提出済みで、さらに8月科目終了試験および夏期スクーリングまでに、合わせて8科目以上の単位修得または受験(受講)予定であること	16単位が修得済みであること	22単位が修得済みであること	免許状に必要な全ての単位を修得済みであること(Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)
正科生1年次入学、 正科生2年次編入学、 正科生3年次編入学	4月～6月	7月～9月	10月～11月	12月～1月	2月～3月
	卒業見込みが承認されているか、翌年3月・9月卒業の卒業見込み承認要件を満たし、「卒業見込承認願(様式8)」を提出済みで、本学カリキュラムに従って1種免許状取得に必要な科目の履修登録をしていること。			12月科目終了試験および12月スクーリングまでに卒業に必要な単位を修得済み、もしくは修得見込みであること	免許状に必要な全ての単位を修得済みであること(Rが合格かつ年度内に結果が出る科目終了試験またはスクーリングが申込済である科目も単位修得済科目と同様に扱うものとする)

注意

- ① 発行条件の単位およびレポート冊数は、本冊子の「免許法施行規則に定める科目区分等と本学科目名の対照表」の中から、教育実習科目と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた、取得希望の教員免許状校種に関わる科目に限ります。
- ② レポートの評価が「確定済」「添削中」は発行条件に含めることが可能。